

# 平成 27 年度第 2 回 恵那市特別職報酬等審議会

日時：平成 27 年 8 月 19 日（水）午前 10 時～

場所：恵那市役所西庁舎 4 A 会議室

---

- 1 会長あいさつ
- 2 会議の公開について
- 3 審議
  - ①前回議事録の確認について
  - ②政務活動費について 〈追加資料〉
  - ③平成 27 年人事院勧告について
  - ④答申案について
- 4 その他

欠席委員：なし

---

■司会 ただいまから恵那市特別職報酬等審議会を開催する。はじめに会長のあいさつをお願いします。

## 1 会長あいさつ

■会長 先日事務局から資料を事前配布してもらい、議事録等に目を通したが、貴重な意見をたくさんいただいていることを改めて感じた。本日も皆さんからたくさんの意見をいただきながら良い答申ができるようにしたい。

■司会 前回欠席の D 委員から一言あいさつをお願いしたい。

■D 委員 JA 東美濃の D です。前回の会議は所用で欠席した。私は前回（6 年前）の特別職報酬等審議会に出席しており、この会議の流れはよく承知しているつもりなので、よろしくをお願いしたい。

## 2 会議の公開について

■司会 会議の公開について、この会議及び議事録は公開をお願いしたい。続いて 3 番目

の審議に入りたいが、ここからは会長さんをお願いしたい。

### 3 審議

#### ①前回議事録の確認について

■会長 それでは審議に入る。①の前の議事録の確認についてだが、この議事録は公開となっているので訂正等あればお願いしたい。まず事務局から説明をお願いする。

■事務局 事前に送付させていただいた議事録だが、公開する議事録は氏名を伏せて公開する。送付した議事録の誤植について2点ほど修正を願いたい。あと、各委員さんの発言等について訂正等があればお願いしたい。

■会長 皆さんよろしいか。あとは、事務局で個人が特定されるような表記は修正し、言葉が通じるようにすること。

#### ②政務活動費について 〈追加資料〉

■会長 次に政務活動費について議論したい。追加資料について事務局の説明をお願いする。

■事務局 政務活動費については、前回の会議で他の自治体の状況について意見がありましたので、県内各市の状況を1枚にまとめた。政務調査費は自治法の改正により政務活動費に名称変更されている。県内各市の状況は、一市がずば抜けて高く、それ以外は月額換算で数千円から3万円ぐらいとなっている。また、廃止した自治体も数市ある。廃止していた市の中で復活させた市も一市ある。

■会長 前回の会議で政務活動費が0円で良いのか、議員報酬と政務活動費は分けて考えるべきだという意見があった。政務活動費についてご意見をいただきたい。

■E 委員 前回の会議で政務活動費を復活させて欲しいと発言した。政務活動費がないのは、議員活動をしなくても良いというようにも伺えてしまう。市のために調査し、仕事をしてほしい。いくらが良いかは言えないが、某市では年額25万円のうち70~80%程度使っているようだが、それだけ調査をしているわけで、恵那市でも政務活動費を復活させて、市のために仕事をして欲しい。

■D 委員 前回の報酬審議会で廃止した経緯は、政務調査費がいかにかどのように使われているかということが廃止の要因である。お金を出せば良いというものでなく、そのお金がどのように使われたかを必ずチェックしなければ、前回と同じようなことになってしまう。議員自体が政務活動費をどのように使うか認識していない。現実それだけ勉強している議員が何人いるか疑問だ。私は政務活動費を出すことについては基本的に賛成だが、ただ出すだけでは市民に言い訳ができない。

■B 委員 前回の会議でも申し上げたが、某市議会の議員さんが冠婚葬祭費を出さないと申し合わせた話がある議員さんに話したところ、私が抛って立つ地域の皆さんと付き合っているので、冠婚葬祭費を止めることはできないと言われた。その時その議員さんには言

わなかったが、あなたは地域の市議会議員ですか、市全体から考えてそれがどうなのかと感じた。そういう面から政務活動費を支出するとなると少し不安なところがある。市議会議員さんの通信簿を付けるかどうかぐらいのことをやった上で、本当に出すのかどうかを考えた方が良いと思っている。

■D 委員 市議会議員には報酬がある。その他に交通費等はないのか。例えば我々民間で言えば、理事会に出れば交通費が出る。議員の場合、出張旅費などがあるのかどうか。それがあるとすれば、トータル的にかなりの額になるのではないか。

■A 委員 多くのところでは登庁手当（費用弁償）というようなものがある。どういう場合に費用弁償が支出されているのかが明らかになれば、これは政務活動費と同じようなものなので、整合性をとる必要がある。政務活動費の絶対的な条件は透明性である。極端な言い方をすれば出来高払いにすべきであるが、今私の知る限りではそういうところはない。政務活動費を正当に使ってもらえる議員になってもらえば良い。地域住民についても従来からの慣習というものがあり、住民意識を改めなければならない。冠婚葬祭費について議員さんが一方的に出さないとした場合に、これが通用するかどうかという問題がある。住民の意識を変えていくのは我々の役割でもあるので、地域が地域住民に対して冠婚葬祭費をやめるよう促すことも必要である。ただ、私は、政務活動を正しく理解していただいたうえで政務活動費を使うことに期待感を込め、出すべきものは出すようにした方が良い。

■D 委員 先ほどの質問だが、市議会議員に旅費や日当は出るのかどうか。我々だと県内の日当は出ないが県外は出る。旅費は県内でも出るが、管内は出ない。出張の多い者はかなりの額になる。議員に対して議員報酬以外のものを含めてどれだけかかっているのかみんなが認識する必要がある。私は基本的に政務活動費について必要だと思っているが、出し方については、透明性が必ず追求されるべきものであると捉えている。

■事務局 費用弁償（出張旅費）は出る。

■会長 前回の会議でも政務活動費のチェックが必要だという意見が出ていたが、本日もまたそういう意見をいただいた。議会は委員会等で議長が召集する場合には費用弁償が出るわけですか。

■A 委員 登庁手当が出るところもある。名目だけではなかなか判断できないところがある。トータル的にどれだけ出ているか、一つ一つ精査する必要がある。

■C 委員 議員さんはトータル的にいくらぐらいの収入があるのか。

■事務局 登庁手当は過去にはあったが、今はない。今は議員報酬のみである。出張した場合の費用弁償（旅費）はある。日当については距離によって支給される。例えば東京都の特別区の場合は3,000円で、それ以外は2,400円。実費（旅費）以外に出るのはこの部分だけで、それ以外は出ない。

■C 委員 この資料から算出すると年収は570万円くらいか。

- 事務局 そのとおりです。
- C委員 これ以外に入るお金はいくらぐらいか。
- 事務局 議員には議員報酬と期末手当のみで、東京とかへ出張しなければ日当も発生しない。
- C委員 出張とকাশない議員さんはこれだけか。
- 事務局 そのとおりです。
- E委員 会派として行く場合は費用が出るか。
- 事務局 それもない。他の自治体では政務活動費を会派に出すケースや個人に出すケースがあるが、本市の場合は廃止しているので、全くない。
- D委員 今のことを踏まえて政務活動費がいくらいるのか、要るのか要らないかということになる。
- C委員 以前が月額 4,000 円というのも少ないと思う。政務調査費が政務活動費に変わったということは使える範囲が広がったということになる。これだけだと一生懸命やっている人とそうでない人との差が付かない。議員報酬も考えないといけない。某市のように報酬とは別枠で政務活動費を出し、先ほど委員が言われたように、政務活動費の収支報告書を誰でも見えるようにきちっと報告させる。そうしないと、やってもやらなくても同じになってしまう。
- E委員 例えば他市の議員さんと一緒に調査に行こうとした場合、恵那市は政務活動費が 0 円だから行かないというわけにはいかないと思うので、近隣他市と同額ぐらいが妥当であるかと思う。
- D委員 議員は議員報酬の中から 1 万円ずつ積み立てて、政務活動費として他市町村との連携を図っているようである。
- 会長 今事務局から、議員には報酬のみで、東京とか行った場合に限って日当が出るという説明であった。恵那市の場合は交通費等が削減されてきている中で、議員報酬のみでは、特に若い人は大変だと思う。その延長線上が共働きということになる。
- 政務活動費について他に意見はないか。政務活動費を出すにしても、チェックをしっかり行うなどが必要となるが、そういうことをクリアした上でどうしたら良いか意見をいただきたい。
- C委員 政務活動費を出すとすれば、議員報酬も考えないといけない。
- D委員 基本的に議員報酬と政務活動費は異なるもので、一緒にしてはいけないと思う。政務活動費は、政務上活動するために調査等を行うための費用という解釈である。この 2 つは分けて考えた方が良いと思う。
- C委員 私は政務活動費を出すことにした場合、報酬を下げるべきではないかと考えている。やっている人とやっていない人の差をつけるべき。今まで議員報酬の中で政務活動

費を出しているのであれば、政務活動費を付けて報酬を下げて問題はない。

■D 委員 私は全く違った意見で、現実五百数十万円で生活せよというのはかなり厳しいことで、これからどんどん若い人に議員になってもらうためには、定数を減らしてでも議員報酬を上げるべきで、下げるとのこと自体は議員の意欲を阻害するものと思っている。

■E 委員 政務活動費はきっちり市民に公開する。使えなかった議員も使った議員も市民に伝えるべきである。それが次の選挙につながる。

■会長 議会では議会便りがあるので、この中に載せていけば良いと思う。

■F 委員 政務活動費は最初に渡すのかどうか。

■会長 渡しきりにするのか請求書をもってからするのかとなる。

■F 委員 当然請求書をもってからにすべきと思うが、それを精査する人が必要となる。これはだめだと言える人がいないといけない。チェックする機関を一つ作らないといけない。チェック機能を市民がやらないといけない。チェック機能がしっかりできれば、政務活動費を出して良いと思う。

■E 委員 政務活動費の適用規定のようなものはあるか。

■事務局 現在廃止しているので、他市の規定を見るしかない。

■B 委員 本を買いましたと言って、それがマンガ本では困る。議員の資質向上に資するものであるとはっきり言えるようなものに限定されてこないといけない。そのあたりまで目が行き届くチェックが必要である。

■会長 それだけ信用されていないということか？

■B 委員 そういうことである。これは付帯意見ということで良いか。

■事務局 政務活動費はこの審議会の所掌事項となるので、答申の中に入れる予定である。

■C 委員 前の 4,000 円というときにどれくらい使われていたのか。どういうものに使われていたのか。しっかりした報告書を出しなさいという場合に、1,000 円や 2,000 円では出しづらいと思う。

■D 委員 前は確か渡しきりではないか。

■事務局 渡しきりということはなく、審査はあった。ただし、申請される方とされない方があったため、申請されない方があったことが廃止の一因となっている。

■B 委員 申請しない方の理由はどういうことか。

■D 委員 出しづらいだけではないか。実際に議員さんは議会の前など調査を行っている。

■事務局 政務活動費について H16・H17 年度は全員が全額受けていた。H19 年度から月額 4,000 円を下回る金額で交付してきた事実がある。その背景には、H19 年度から領収書の写しを義務付けした。領収書がない人は交付が受けられないという形になった。一人当たりの平均支給額の推移は、H16 年度が 4,000 円（満額）、H19 年度は受けていない人も出てきたが、支給した人の月平均額は 3,110 円、H20 年度が 3,000 円とだんだん下がってきてい

る。(H19 受けていない人が3人) ということから廃止になったと思われる。

■会長 全然使わない人、本当に使う人が何人かいるということで、議会活動を行う上で大切だと思っている人もたくさんいることも分かる。ただ、領収書を添付することになって、申請する人が少なくなったというのはどうかと思う。領収書の添付は当たり前だ。

■B 委員 その領収書は控えなのか。我々が法人税の申告をするときには控えでは許されない。個人の確定申告時でも領収書の原本である。条件を付けるのであれば、そこまで求められて当然ではないかと思う。

■A 委員 なぜ領収書の写しになっているかということ、いろいろな所得の中で経費として落とせるものもあるので、税務署へは正規のものを付けるということで、提出先の不合理がある。原本を見せて事務局がコピーを取るという方法もある。今の制度ではコピーを持ってくれば良いということだが。政務活動費は請求する手続き上のもので、一方で税務上は経費で落とせるという部分がある。今のチェック機能は、身内の議会事務局がチェックするところが良くない。政務活動費は監査対象となるが、個別のものが監査対象になるかどうかということが制度に組み込めるかどうかポイントとなる。新たなチェック機能を設けるのは不可能に近い。性善説に立って、どこまで透明化させるかということになる。

■E 委員 政務活動に関する公開はできる。今は議員さんの活動が見えない。特に地元以外の議員さんの活動が見えない。政務活動費を公開すれば、それぞれの議員さんの活動状況が分かる。

■A 委員 負の部分だけ強調しても仕方がないが、政務活動費を適正に使ったということが公表されれば、その人の活動状況が分かる。その人の4年に1度の審判にもなる。公表の仕方などをしっかり行うべき。今、政務活動費を報酬から出しているという話も聞くが、果たして政務活動としての性質に合致しているかどうか疑問な部分もある。政務活動費とはどういうものなのかを、改めて住民にしっかり知らしめることが必要である。

■会長 政務活動費について復活させた方が良いという意見が多い。ただし、条件として透明性を確保するということが必要で、例えば領収書は原本を持参して議会事務局でコピーするなどを行い、チェックをしっかりと行うということを考えていただきたい。

皆さん政務活動費は復活させるということで良いか。

■全委員 異議無し

■会長 政務活動費の金額についてはいかがか。

■B 委員 金額まで決めなければいけないか。

■事務局 できれば出していただきたい。

■A 委員 私はこういう文書で、政務活動費は透明性を確保する前提で必要であるとし、市長や議会がどう判断するかということが必要であると思う。この審議会で金額について

議論して欲しいということになれば、その時に議論すれば良いと思う。今回の議論の中で金額まで決めることは難しいのではないか。

■田口委員 某市の年額 180 万円だけ飛び抜けているが、ここだけどうしてこうなっているのか。人口が一番多いということはあるが。

■B 委員 一人当たりの議員に対する人口というようなものが反映されているのではないか。

■C 委員 某大都市はもっとたくさん出ているのではないか。

■A 委員 月額で 70~80 万円ぐらい出ている時期もあった。県議会でも 40~50 万円ぐらいあるのではないか。市町村間の比較でもなかなか難しいと思う。ただし、他市が何を基準にして決めているかという部分については議論できると思う。恵那市にどういう課題があって、議員も住民も同じ方向を向いていれば、必要だということになるし、議員と住民が別々の方向を向いていて、何をしてくれるのかということになれば、必要ないということになる。これから先、いろいろな考え方を持つ、いろいろな年齢層の人たちが出てくると、報酬と政務活動費が別立てであって、一定の生活を保障するような制度でない若い人が出てこられない。東濃 5 市でも若い議員さんが少し出てきているが、議員として本当に活動ができていくのか心配な面がある。政務活動に対しては公費で面倒を見ることが大事。選挙は自分で全部やっていたと思うが、今はほとんど公費選挙になっている。車の借り上げや看板代やガソリン代など。本来自分のお金を出さなくても公費でできるはずであるが、自分のお金を出すということは余分なことをやっているということで、公職選挙法にも違反していることになる。それと同じ考え方で、政治も一定額は公費で賄うのが必要である。まあ引退してお金があるからやろうとか B さんのようにお金の使い道がないから議員でもやろうかということなら話は別であるが、世の中そんな人ばかりではない。

■B 委員 そんなつもりは全くない。

■A 委員 しっかりした意見を持った人がたくさんいるが、生活のことが先に来るためなかなか議員になれない状況がある。

■E 委員 来年の改選時期までに、若い人たちが議員に出ようかというようなことになれば、この審議会の意義もある。

■会長 前回の会議でも若い人に出てもらいたいという意見がたくさん出たが、今回この審議会では、まず政務活動費を復活することでよろしいか。金額については、再度この会議を持つことになるかもしれないがよろしいか。

■事務局 この審議会の条例第2条では、「市長は、議会の議員の議員報酬及び政務調査費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする。」としている。今回の教育長の給料の額についても、現給料がこれだけで、この額にする

ことが妥当でしょうかということで議論していただいている。政務調査費について、この審議会で問題提議して、市や議員で良く議論すべきというご意見はごもっともであると思うが、条例案として議会に上程する場合には、今政務活動費は0円だ、この額にするのが妥当だということが必要になる。このため、次にまた報酬審議会を開催して、その中で決定して答申をいただかないと条例改正案を出すことができない。もし叶うのであれば、今日この場でこの0円をいくらが妥当だとしていただけないか。

■A委員 まず自分たちで何が大切なのか考えてみるのが大事である。事務局の話は分かるが、条例案として出す場合は、新たに審議会を設置すれば良いのではないか。今回の報酬審議会では内容までで良いのではないか。議員報酬についても先ほどC委員の言われたような考え方もあれば、私は原資を温存しながらそれを再配分するという考え方を持っている。そういう中で一気に数字に表していくというのは難しい。報酬の再配分ということになれば、前回B委員が発言された定数の問題にも関わってくる。

■事務局 承知しました。今回はこういう形で答申をいただいて、役所の中や議員の皆さんと話をし、事務局で額の案を作成した暁に、改めて皆さんに審議していただくことをお願いしたい。

■会長 答申の3の内容は、政務活動費を復活させるという表記までにしておく。

#### ③平成27年人事院勧告について

■会長 次に③平成27年人事院勧告について、事務局の説明をお願いします。

■事務局 8月上旬に人事院勧告が出ましたので、報告させていただく。我々公務員の給料は人事院勧告に基づいて引き上げ、引き下げを行っている。今年については民間給与との格差に基づき0.4%の引き上げとなっている。昨年度は0.3%引き上げがあり、2年連続の引き上げとなった。しかし、今年の4月に給与制度の総合的見直しというものがあり、平均2%の引き下げとなり、今回の人事院勧告の引き上げ率を加味しても実質的に給料は引き下げられた状態である。このため、特別職等の給料についても据え置きという考え方である。ただし、特別職や議員の期末手当については、職員の期末・勤勉手当と同様に、人事院勧告に基づき引き上げや引き下げを行うこととしてきたので、今回も人事院勧告に基づき0.1月分の引き上げの方向で考えているが、この点についてはご承知置き願いたい。

#### ④答申案について

■会長 次に④の答申案について、お手元に答申案が事前配布されているが、これを見直していただいて、しっかりした答申案にしたい。まず1番のはじめから3番の答申案までについて、追加、削除等ご意見をいただきたい。答申までのところはよろしいか。

■各委員 了承

■会長 それでは付帯意見のところについて、若干言い回しが弱い感じがあるがいかかがか。

■A委員 この審議会はこのことを審議する機関でないので、あくまで相手に促すという



部分でしか付帯意見は出せない。

■D 委員 それともう一つは議員の報酬総額はそのままにしながら分配方法を変えるということは定数を減らすということなので、私は少数精鋭の中でもっと高い給料をもらってしっかりした活動をしてもらえたらというぐらいのことを書いても良いのではないと思う。

■A 委員 1 番、2 番を分けるということだけでなく、再配分ということを入れれば、文脈としては同じこと。

■B 委員 付帯意見の②のところで、「・・・再分配し」まではその通りだと思うが、その後、一定の条件あるいは一定のルールの下に議員の報酬額が違っていても良いのではないかと、平均して上げるということより何か条件がいるのではないかと、平均して上げると、平均して上げるという風に取り上げられない。30 代から 40 代云々というところが、最後の所では必ずしも反映されていない。

■D 委員 B 委員の言われることは、考え方はよく分かるが難しいと思う。

■B 委員 小値賀町は条例制定までしている。

■A 委員 今後そうなることが望ましいかもしれないが、今の考え方は議員一人一人が一事業者としての考え方で、今現在は全く同じ条件で同じ活動をする、年齢とか経験は一切関係なく、その職に就いたら同一線上に並ぶというもの。そこを一步踏み出すのは相当な議論が必要と思われる。

■B 委員 そういう議論を促すという意味で入れていただきたい。平均上げるというところに歯止めを付けてもらえるとありがたい。

■A 委員 促すという意味では良いのではないか。

■D 委員 ここでは「報酬を上げるなどの方策を検討」とあるので、その前に B 委員の言われるような文言を入れて、併せて検討してもらおうことで良いのではないか。

■A 委員 一定の成果主義の方法を取り入れていくのも一つの方法かもしれない。

■B 委員 検討していただきたい。

■事務局 B 委員の発言された小値賀町の例について検討してみたが、同じ活動をする議員に対して年齢で差を付けるという点で問題点があるのではないかという話をした。例えば手当を付けるという考え方であればできるかもしれないと考えた。

■D 委員 民間でも大体そうであるが、手当で差を付けるという手法をとっている。

■会長 もし報酬を再分配することになれば、全部を一律に分けるというのではなく、どれだけかを手当に回して配分するなど、いろんな考え方を検討することが大事ではないか。

■B 委員 良く検討していただきたい。

■E 委員 恵那市の議員に立候補できる人は、一定の形の人に限られてしまっているような感じがする。例えば40代、50代で仕事を辞めて立候補をしようとしてもほとんど無理。恵那市の市議会議員に出られる方というのはこういう方と決まってしまう。それを変えるためにも市議会議員でもやれる人もやれない人も一緒に報酬ということでなく、恵那市のためにやっていく人しか立候補できないような報酬制度にするべきでないか。

■会長 前回の会議でもそうでしたが、若い人で市議会議員がやりたい人がいても生活のことを理由に断念してしまう。ある程度生活の保障をしないと議員活動ができていかない。13地域ある中で一人ずつ出さないといけないという考え方でなく、オール恵那市の中で議員を考えていく必要がある。議員定数のことまで踏み込むのは踏み込みすぎかどうか。どれだけ削減するかまで踏み込むべきか。

■A 委員 どれだけ削減するかまではこの審議会で言えないし、議論もできない。適正な議員定数という所までしか言えない。付帯意見はあまり意味をなさないが、全体を捉えたときにどこまで真摯に受け止めてもらえるかどうか。審議会はこれを持って一つの考え方を決めていきたいと思いますということであって、強制力はない。答申の内容は市長さんの行動と考えを信じて出すというだけのもの。この審議会の答申のまとめ方は非常に良いまとめ方と思っている。意見の集約まで踏み込んである。

■会長 他に意見はないか。付帯意見の②の「議員活動と子育ての両立」という所で、子育ての後ろにかっこで生活という言葉を入れて欲しい。生活ができないことが子育てより前にあるのではないか。いかがか。

■各委員 (入れることで異議無し)

■会長 その他に意見はないか。まとめはこれで良いか。

■D 委員 内容的に字句を若干変えてもらいたい。先ほど議論のあった答申の③の政務活動費の関係、それから付帯意見の①、②を一緒にしても良いが、もう少し文面を変えて欲しい。

■会長 答申の③と付帯意見はもう少し変えること。付帯の①、②は一緒にするかどうか。

■E 委員 30代から40代ということでは20代が入らないので、若い世代という表現にして欲しい。

■各委員 (若い世代に変えることで一致)

■会長 恵那市の平均年齢が一番高いのではないか。

■A 委員 年齢というよりもバランスが悪い。年齢のバランスが良いといろんな意見が交差する。年齢のバランスが悪いと大方一つの意見で固まってしまう。だから、若い人だけでも困る。構成のバランスが取れると良い。

■会長 退職という言葉が良く出るが、退職して議員になっても良いという人がどれだけいるかというところで、生活の保障とかが大事なる。

■A 委員 大都市では、若い人が退職して議員に出てきているが、さて恵那市がということになると、受け入れる体制作りをしておくことが大事である。今は受け入れる体制ができていないので、入口で二の足を踏んでしまう。若い人が都会に出て行くのは当たり前。恵那市にどれだけの魅力があるのか良く考えないといけない。

■会長 まとめ方法ですが、もう一度会議を開催するか、皆さんに答申案を郵送して確認していただく方法などあるが、どうしたらよいか。

先ほど皆さんから指摘していただいた事項を事務局で直してもらい、1週間ぐらいのうちに皆さんに郵送して確認してもらうということで良いか。事務局はどれくらいでできるか。

■事務局 今のお話では答申案はそれほど時間をかけずにできる。ただし、議事録については少し時間をいただきたい。来週早々には送付したい。

■会長 答申はどのように行ったら良いか。皆さんで行くかどうか。

■各委員 会長と職務代理者の2人をお願いしたい。

■会長 会長と職務代理者で行かせていただく。日程については後日調整をお願いしたい。本当に重い審議会でしたが、率直なご意見をいただき、大変良い答申ができたのではないかと考えている。これからも何かあったときには、今のようなご意見をいただき、恵那市が少しでも良い方向に変わっていかれたらと考えているので、そういう意味でのご協力をお願いし閉会させていただきます。

－11時40分閉会－